

馬頭町・小川町合併協議会（法定協議会） が11月16日に設置されました

馬頭町及び小川町において、11月12日、2町同時に議会臨時会が開催され、合併協議会設置議案をそれぞれ原案どおり可決しました。また、同日、それぞれの町において合併協議会の設置告示がなされ、11月16日に馬頭町・小川町合併協議会が設置されました。今後、この協議会において現行の合併特例法の期限（平成17年3月31日）内での合併申請を目指して、新設（対等）合併による新町誕生に向けて合併の協議が進められることとなります。

なお、第1回の協議会は11月22日（午後1時30分）に馬頭町山村開発センターで開催の予定です。【協議会はどなたでも傍聴できますので、お気軽においでください。】

馬頭町・小川町合併協議会設置までの経過等

10月20日～31日

住民アンケート調査実施（小川町）

10月21日～24日

住民説明会実施（馬頭町）

10月26日

馬頭町・小川町の合併に関する調査研究会設置

10月26日～11月5日

住民アンケート調査実施（馬頭町）

11月9日

住民アンケート調査公表（馬頭町・小川町）

11月10日

法定合併協議会設置に向けての調整会議

11月12日

2町議会臨時会において法定合併協議会設置を議決、2町において設置告示

11月16日

馬頭町・小川町合併協議会設置及び事務所開所

知事あて協議会設置届出及び合併重点支援地域指定申請

馬頭町・小川町合併協議会

（1）構成委員

協議会の委員は、各町からの委員12名（町長、助役、議会議長、議員2名、学識経験者7名）と県職員1名の合計25名で構成されます。

（2）事務所

協議会の事務所及び事務局は、馬頭町の山村開発センター内に置かれ、8名（2町から各4名）町職員が事務局員として勤務します。

（3）組織

協議会のほかに調整会議、専門部会、分科会といった段階的な体制で協議が進められていくこととなります。

（4）合併協議会で行われること

合併協議を行うために2町の事務事業や行政制度等の調整を行います。並行して新町建設計画の素案づくりや財政計画の策定を行います。これらの調整や計画等に基づいて、合併協定を結ぶための協定項目の協議が行われていくこととなります。